

嘉手納町体育施設、嘉手納町町民の家及び嘉手納町兼久海浜公園ウォーターガーデン清掃業務仕様書 5

業務の目的

対象施設の美観を維持できるよう、総合的な清掃を行うことを任務とする。従業員は常に清掃費の経済性を考え計画的に作業を行うとともに、清掃効果を十分に發揮するよう心掛けなければならない。

作業基準

清掃は、日常清掃、定期清掃、不定期清掃とし、それぞれ次に定めるところによる。

日常清掃

- (1) 毎日清掃を行う。
- (2) 作業に当たっては、施設利用者に支障のないように注意しなければならない。
- (3) 作業は、汚れがひどい箇所、通行が頻繁な場所は常に見回り、隨時必要な清掃をして清潔な状況にしておかなければならない。

定期清掃

- (1) 作業は、別添5「令和6年度から令和10年度まで管理・警備・清掃業務一覧表」のとおりと行うものとする。
- (2) 作業回数はすべて標準的なものであり、利用度数の度合いにより回数を増減し、全体として平均回数を保つようにすること。

不定期清掃

- (1) 常に敷地内を見回り、必要に応じて行うものとする。
- (2) 樹木の剪定は、樹木の成長状況を勘案して、教育委員会と協議の上、別途実施する。また、台風の襲来後の樹木の倒木等処理は、教育委員会と協議の上、別途に実施する。

嘉手納町体育施設、嘉手納町町民の家及び嘉手納町兼久海浜公園ウォーターガーデン警備業務仕様書 6

- 1 対象物件 嘉手納町ソフトボール場、嘉手納町総合運動場、嘉手納町テニス場、嘉手納町兼久体育館、嘉手納町野球場、嘉手納町陸上競技場、嘉手納町スポーツドーム、嘉手納町多目的広場、嘉手納町町民の家及び嘉手納町兼久海浜公園ウォーターガーデン
- 2 警備人員 巡回警備員 2名
- 3 期間 通年
- 4 巡回時間 毎日午後 10 時から午前 8 時までの 10 時間
- 5 巡回回数 巡回時間内の不定期の 2 回
- 6 巡回警備業務内容
 - (1) 盗難の発見、予防
 - (2) 敷地内の徘徊者、不審者、潜伏者の発見、処理
 - (3) 施錠すべき窓、扉、シャッター等の点検及び処置
 - (4) 隣接地帯より波及する危険性の探知、予防
 - (5) 火災の早期発見、消火、予防
 - (6) 各種電気器具、ガス器具、機械類の危険探知、処置
 - (7) 防火扉の完全開閉の点検
 - (8) 消火器及び消火栓の点検
 - (9) 照明器具等の消灯点検及び点検
 - (10) 危険物、可燃物の異状有無点検
 - (11) その他非常事態発生時における処置
- 7 報告等
 - (1) 毎日、巡回警備状況を報告書で提出すること。
 - (2) 役場常駐警備員と常時連絡を保ちながら巡回警備業務を行うこと。
 - (3) 警備員は、制服制帽及び名札を着用して巡回警備にあたること。
 - (4) 非常事態発生時には、緊急連絡体制の連絡を取るとともに、報告書に詳細を記載して報告すること。

1 業務対象施設

- (1) 嘉手納町ソフトボール場
夜間照明灯 6基 投光器 36灯
- (2) 嘉手納町総合運動場
夜間照明灯 8基 投光器 48灯
- (3) 嘉手納町テニス場
夜間照明灯 15基 投光器 30 灯
- (4) 嘉手納町兼久体育館
夜間照明灯 15基 投光器 30 灯
- (5) 嘉手納町野球場
夜間照明灯 6基 投光器 136 灯
- (6) 嘉手納町陸上競技場
夜間照明灯 4基 投光器 72 灯
- (7) 嘉手納町スポーツドーム
夜間照明灯 投光器 108 灯

2 業務内容

- (1) 定期点検は、毎月1回技術員を派遣し、当該設備の点検を行う。
- (2) 点検後、故障等が発生したとき又は指定管理者から連絡を受けたときは、速やかに技術員を派遣し復旧作業を行うこと。
- (3) 台風等の被災があったときは、事後点検を実施し、故障等があった場合は、速やかに復旧に努めること。

3 点検報告等

- (1) 点検作業後は、速やかに点検結果及び作業内容を指定管理者に報告すること。
- (2) 作業中に器具の不備等を発見したときは、その都度指定管理者に報告し、指示を受けること。

1 目的

本業務は、当該施設の電気設備を点検・整備することにより機能維持・事故（故障含む。）防止を図り、電気設備が常時安全かつ良好で使用することを目的とする。

2 保守管理対象施設

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| (1) 嘉手納町野球場 | 自家用工作物 一式 設備容量 220KVA 受電電圧 6600V |
| (2) 嘉手納町陸上競技場 | 自家用工作物 一式 設備容量 120KVA 受電電圧 6600V |
| (3) 嘉手納町スポーツドーム | 自家用工作物 一式 設備容量 180KVA 受電電圧 6600V |

3 保守管理業務の内容

- (1) 月次点検 毎月1回（外観点検、電圧・電流・漏洩電流等の測定記録その他）
- (2) 年次点検
 - ① 外観点検及び清掃（高圧盤内機器の変色、過熱、ゆるみ等の点検及び清掃）
 - ② 接地抵抗測定（各接地極抵抗の測定及び適正值維持の確認）
 - ③ 絶縁抵抗測定（高圧・低圧電路の絶縁抵抗測定及び適正值維持確認）
 - ④ その他（点検業務実施に当たっては、事前に指定管理者と調整し実施すること。）
- (3) 緊急時の対応
事故・故障等の緊急時は、土日、祝祭日を問わず24時間体制で速やかに適切な処置を行い、業務に支障をきたさないようにしなければならない。事故等の報告は、速やかに報告書を作成し提出する。
- (4) 報告及び検査
 - ① 月次・年次点検後は、速やかに指定管理者に報告書を提出すること。
 - ② 点検の結果、異常個所が発見された場合は、直ちに指定管理者に口頭で報告するとともに、その指示に基づいて異常個所を整備し、電気設備を常に良好な状態に維持しなければならない。
 - ③ 整備後は、速やかに指定管理者に報告書を提出すること。
 - ④ 報告書による報告後に指定管理者が行う検査に合格することにより、点検及び整備が終了したものとする。
- (5) その他
 - ① 省エネルギーに関して、指定管理者に利益となるように受託者は省エネ支援業務を提案することもできる。
 - ② この仕様書の内容に疑義が生じたときは、または定めない事項について定める必要が生じたときは、協議の上定める。

本仕様書は、嘉手納町兼久体育館、嘉手納町野球場、嘉手納町陸上競技場、嘉手納町スポーツドーム及び嘉手納町町民の家の消防用設備等の保守点検業務及び防火対象物点検の実施に適用する。

I 1 (1) 対象施設 嘉手納町兼久体育館

嘉手納町野球場

(2) 保守点検対象設備

- ① 消火器具
- ② 自動火災報知設備
- ③ 非常警報器具及び設備
- ④ 誘導灯誘導標識

2 (1) 対象施設 嘉手納町陸上競技場

(2) 保守点検対象設備

- ① 消火器具
- ② 自動火災報知設備

3 (1) 対象施設 嘉手納町スポーツドーム

(2) 保守点検対象設備

- ① 消火器具
- ② 自動火災報知設備
- ③ 非常警報器具及び設備
- ④ 誘導灯誘導標識
- ⑤ 屋内消火栓設備
- ⑥ 非常電源(非常電源専用受電設備)

4 (1) 対象施設 嘉手納町町民の家

(2) 保守点検対象設備

- ① 消火器具
- ② 自動火災報知設備

II 点検回数

- (1) 外観及び機能点検 年1回
- (2) 総合点検 年1回
- (3) 防火対象物の点検報告 年1回

III 点検資格

点検を行う者は、消防法施行規則に基づき、消防設備士の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者であるとし、点検作業中は免状を携帯するものとする。

IV 保守点検上の注意

点検業務を完了したときは、当該設備の点検結果について点検表を作成し指定管理

者に2部提出する。

V 業務の経費

点検業務に必要な器具及び消耗品は、指定管理者の負担とする。

嘉手納町スポーツドーム特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査報告
業務仕様書 10

- 1 対象建築物 嘉手納町スポーツドーム・野球場・兼久体育館
- 2 特殊建築物定期調査
調査実施 3年ごと
- 3 建築設備定期検査
調査実施 毎年
- 4 業務内容
建築基準法第12条第1項及び第2項の定める特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査報告書を作成し、沖縄県知事（特定行政庁）に報告書を作成し、提出すること。

1 貯水槽概要

ステンレス円形槽 4トン及び2トン

2 業務内容

(1) 清掃回数 年1回

(2) 清掃、点検項目(清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準による。)

① 貯水槽の内部清掃

② 貯水槽の点検

ア 水中及び水面に浮遊物質がないかの確認

イ 汚泥、赤サビ等の沈殿物の確認

ウ 貯水槽本体、内部に亀裂・漏水箇所がないかの確認

③ 水質検査

ア 残留塩素の確認

イ 臭気、味、色、濁りの確認

(3) 点検報告

受託者は、清掃点検・水質検査の結果を指定管理者に報告すること。

1 目的

本業務は、嘉手納町兼久海浜公園ウォーターガーデン（以下「ウォーターガーデン」という。）ろ過装置等に関して、点検整備を行うことにより、故障を未然に防ぎ、機能を常に適正に維持し運転が可能な状態にすることを目的とする。

2 保守点検業務の内容

ウォーターガーデンろ過装置等について、その維持及び運用に関して、次に掲げる業務を行う。

- (1) シーズン前、シーズン中及びシーズン後点検（運転調整等）
- (2) 不良箇所の改修指示及び助言
- (3) 事故発生時の応急処置の指示及び事故発生後の点検

3 保守点検等の報告

- (1) 保守点検、検査等後は、速やかに指定管理者に報告書を提出すること。
- (2) 保守点検の結果、異常箇所が発見された場合は、指定管理者に報告し、指定管理者の指示に基づいて、当該異常箇所を整備し、ろ過装置等を常に良好な状態に維持しなければならない。
- (3) 異常箇所の整備後は、速やかに指定管理者に報告書を提出すること。
- (4) 報告書による報告後に指定管理者が行う検査に合格することにより、点検及び整備が終了したものとする。